

河合町選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、310人である。

市町村の合併の特例等に関する法律第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、2,581人である。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、5,161人である

平成28年6月3日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯澤 繁一

河合町選挙管理委員会告示第9号

河合町選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年 6月 3日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯 澤 繁 一

期 日 平成28年 6月 21日

場 所 河合町役場3階第5会議室

付議すべき事件

第24回参議院議員通常選挙に係る次の事件

選挙人名簿の選挙時登録及び随時抹消について

投票所の場所の決定について

期日前投票を行う場所の決定について

不在者投票を行う場所の決定について

開票の日時、場所の決定について

開票管理者、同職務代理者の決定について

投票管理者、同職務代理者の決定について

投票立会人の決定について

期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の決定について

期日前投票所の投票立会人の決定について

不在者投票用紙等を郵便等をもって発送する日の決定について

開票立会人を定めるくじの日時、場所の決定

氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの日時、場所の決定について